

災害時の

電力ボランティアを

募集しています！！



災害時における 電力ボランティア登録制度

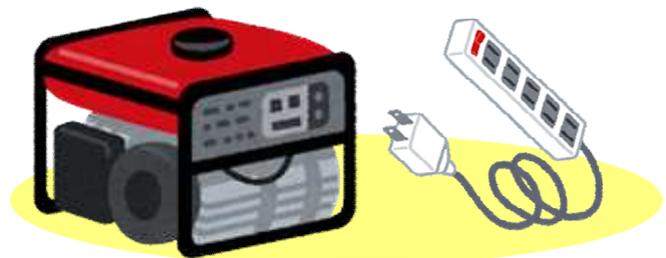
千葉県では、県民や民間企業、市町村など様々な方と連携し、県全体の防災力が向上するよう、多様な取組を進めています。

その一環として、県民・県内企業の皆さんがお持ちの電気自動車や持ち運び可能な小型発電機を、避難所等で活用させていただく「災害時における電力ボランティア登録制度」をはじめました。

災害時の「共助」に関心のある皆さんの登録をお待ちしています。

登録の対象

- ・電気自動車等・可搬型発電機をお持ちの県内事業所の方
- ・電気自動車等をお持ちの県民の方



制度の詳細は裏面をご覧ください。

問い合わせ先

千葉県 防災危機管理部 危機管理政策課 復旧復興・被災者支援室

TEL:043-223-3404 Mail: evpower@mz.pref.chiba.lg.jp

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)9:00～17:00



災害時における電力ボランティア登録制度について

Q. どのような活動を行うのですか。

A. 大規模停電発生時などに、市町村が運営する避難所等にご参集いただき、避難生活等に必要な電源を供給していただきます。

Q. 登録したいのですが、どのように行えばよいですか。

A. 県HPから申込様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、必要書類を添付して、メール又は郵送で申し込みください。

Q. 活動が必要な場合は、誰から連絡が来るのですか。

A. 県から、登録先の電話番号またはメールアドレスに連絡させていただきます。詳しくは県HPをご覧ください。

Q. 活動依頼を受けた場合、必ず活動を行う必要がありますか。

A. ボランティア活動となりますので、活動は義務ではありません。ご自身やご家族、社員の方の安全を最優先に、参加してください。

Q. 活動の場所や期間はどのようになりますか。

A. 登録者の居住地やご都合、給電可能能力を考慮し、県で調整します。

Q. 活動中による発生した費用の負担はどのようになりますか。

A. 通常のボランティアと同様、無報酬での活動をお願いしています。想定される費用は、交通費、現地での食事代、保険料、燃料費などです。

Q. 活動中の補償はどのようになりますか。

A. 通常のボランティア活動と同様、必要な各種保険への加入をお願いしています。詳しくは県HPをご覧ください。

Q. 登録期間はありますか。

A. 登録から3年間となります(初回登録については登録から3年間が経過した日が属する年度の末日まで有効)。
登録の継続を希望される場合には、お手数ですが「登録更新届出書」の提出をお願いします。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

その他、制度の詳細は県HPに掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/press/2022/evpower.html>